

諮問番号：令和2年度諮問第11号

答申番号：令和2年度答申第16号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張

請求人らは、次の理由から、請求人らの長男（以下「本件児童」という。）について請求人らに監護させることが不相当であるとは認められず、原処分（児童福祉司指導措置）を行った処分庁の判断は、前提事実を欠いた違法なものであると主張していると解される。

(1) 本件児童の実父（以下「実父」という。）が表面がスポンジで芯がプラスチック製のバットにより本件児童の足を叩いたこと（以下「本件行為」という。）は偶発的で軽微な暴行にすぎないこと。

(2) 本件児童の養育状況は良好であること。

(3) 請求人らの養育能力は十分であること。

(4) 本件児童が実父との交流を切望していること。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、本件児童に対する実父による虐待の事実があり、本件児童の家庭復帰後において、実父との分離により継続して本件児童の安全が守られていることの確認や家族再統合の適否の判断のために必要であるとして行ったものであり、適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件児童は本件行為により両下肢にあざを負っていたことが認められるから、本件行為は児童虐待に該当する。そして、実父が本件児童への暴力は虐待に当たることについて理解し難い様子がうかがわれること、本件児童の実母（以下「実母」という。）が積極的に本件児童の安全を守ろうとする意識が薄いことなどから、本件児童への虐待の再発防止のためには、本件児童と実父が分離されている状態が継続されているのか確認する必要等があるとして、原処分を行ったことが認められる。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人らの主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年7月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

都道府県は、児童相談所長から、児童福祉法第26条第1項第1号の規定により、その必要があるとして報告のあった児童について、同法第27条第1項の規定により、児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司等に指導させること等の措置を採らなければならないとされている。

また、児童虐待を行った保護者について行われる当該児童福祉司による指導（以下「児童福祉司指導」という。）は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない（児童虐待の防止等に関する法律第11条第2項）、児童福祉司指導の措置が採られた場合においては、当該保護者は、当該児童福祉司指導を受けなければならないとされている（同条第3項）。

さらに、厚生労働省の児童相談所運営指針において、児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により継続的に行い、保護者の不適切な養育の自覚の有無にかかわらず、保護者の改善に向けた姿勢が曖昧であったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に行うこととされている。

これを本件についてみると、処分庁の職員が請求人ら及び本件児童と面接を行った際の記録によれば、実父が本件行為以外にも本件児童に対して暴行を働いた事実があるところ、実父は、本件児童に気合いを入れているつもりであったこと、自分もそうやってスポーツを教えられたこと等を主張し、本件行為があくまで指導の一環であったとして、本件児童の一時保護処分への同意を拒んだことなどが認められる。他方、本件行為は実母の不在時に発生しているところ、学校が休みとなる土曜日及び日曜日に、実母が仕事のため不在となる状況は今後も継続することが見込まれ、また実母は、本件児童の肩にあざがあることに気づいていながら特段の対応をとっていないことなどが認められる。こうしたことから処分庁は、本件児童の一時保護処分を行い、実父が本件児童と別居したことが確認された後に、処分庁の許可なく実父を本件児童に会わせない

こと等を条件として、本件児童の一時保護処分を解除した。そして、処分庁は、当該一時保護処分の際に、実父が自らの行為を虐待とは認めず、これを反省し改めようという気持ちがみられなかったこと、また、実母も本件児童の安全を守るという意識が薄い状態にあったことを踏まえ、当該一時保護処分の解除後に本件児童が家庭復帰をした後も、引き続き本件児童の安全が守られているか否かを継続的に確認し、家族再統合の適否を将来改めて慎重に判断する必要があることに鑑みて原処分を行ったのであって、かかる処分庁の判断には、特段違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人らは、本件児童の養育状況は良好であること、請求人らの養育能力は十分であること、本件児童が実父との交流を切望していることなどから、処分庁の判断は、前提事実を欠いた違法なものであると主張しているが、実父による本件児童への暴行の事実が認められることは前記のとおりであり、処分庁は当該事実等を踏まえて原処分を行ったものであるから、かかる請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子